

# 指定管理者制度導入に関する基本方針

平成17年8月

柴 田 町

## 〔1〕基本的な考え方

「指定管理者制度導入に関する基本方針（以下「基本方針」という。）は、改正自治法の目的を具現化し、柴田町において、指定管理者制度への円滑な移行を進めるための基本的な考え方、手順を定めるものである。現在、町直営により管理を行っている公の施設についても、今後、指定管理者制度の導入を進める場合には、この基本方針に基づき対応するものとする。

## 〔2〕導入対象施設の検討

個別法でその管理者を規定している施設を除き、全ての公の施設について、次の視点から施設の設置目的等を点検し、指定管理者制度の導入を検討する。

その結果、制度導入によるメリットが見込めない施設を除き、指定管理者制度を導入することを基本とする。

- （1）民間事業者等に委ねることで、利用ニーズにあった開館日、開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用ができる。
- （2）民間事業者等に委ねることで、経費の削減が図られる可能性がある。
- （3）利用の平等性、公平性など（守秘義務の確保等を含む）について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。
- （4）同様・類似サービスを提供する民間事業者等が存在する。
- （5）施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である。
- （6）税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行う収益的施設である。

## 〔3〕条例の改正等

制度導入に伴い必要となる指定管理者の指定手続等に関する条例の整備は企画調整課において行い、各施設の設置条例等の改正については、各課にて行う。

### （1）柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定

#### 制定の内容

指定の手続（申請の方法、選定の基準、事業計画の提出等）、その他の共通事項をまとめた「指定管理者の指定手続等に関する条例」を新たに制定する。

#### 制定の時期

平成17年9月議会

## (2) 各施設の設置条例等の改正

(改正の内容 各施設等の「設置管理条例の改正」について、下記事項を追加及び削除する。)

追加する事項

- ・「指定管理者による管理」を可能とする規定
- ・管理基準（開館・閉館時間、使用の制限等）
- ・業務の範囲（施設設備の維持管理、個別の使用許可等）
- ・その他必要事項

削除する事項

- ・「管理の委託」に関する事項

改正の時期・・・制度導入の概ね半年前の議会

例えば

- ・平成18年4月1日から制度導入の場合、平成17年9月議会
- ・平成18年9月1日から制度導入の場合、平成18年3月議会
- ・平成18年9月2日以降、制度導入の場合（現在直営の施設に限る）、随時（導入時期の約半年前の議会）

## (3) 「個人情報保護条例」の改正

改正の主な内容

- ・指定管理者による公の施設の管理を対象とすること。

改正の時期

- ・平成17年9月議会

改正の主体

- ・「総務課」

## (4) 予算措置等

指定管理者との協定締結に当たっては、債務負担行為により、指定期間全体での限度額の議決を得ることとするが、各年度の管理運営に係わる費用については、単年度ごとに確定させることとし、その支出科目は委託料とする。

### (1) 単年度の予算

- ・通常の当初予算を決定する毎年の3月議会において「各年度の予算」の議決を得る。

### (2) 指定期間中の全体予算

・「指定」と同一の議会において、「債務負担行為」の議決を得る。

## 〔５〕指定管理者の募集

公の施設の所管課は、指定管理者の募集に当たって、関係法令との関係や施設の性格等により、指定管理者の要件（範囲）を限定すべき特別の理由がある場合は、対象範囲を限定して募集することもできるものとする。

### （１）募集の方法

原則として「公募」によるものとする。ただし、特別な事情がある場合には「公募」によらないことができるものとするが、町民等への説明責任を果たし得るだけの理由付けが必要であることに留意する。

なお、「公募」実施の有無については、各施設の設置管理条例の改正までに決定する。

（公募によらないことが認められる場合の参考例）

- ・町の施策との密接な関連から、当該団体による施設の管理運営と一体となった事業展開が求められる場合
- ・隣接する施設との一体的管理の必要性が認められる場合
- ・現在の管理者以外に応募が見込めないことが、客観的に認められる場合

### （２）公募の期間等

公募の期間は、１ヶ月程度を基本とし、施設の性格等により、長期間の公募が必要と認められる場合には、適宜期間を設定するものとする。

### （３）公募の周知

公募に関しては、告示の他、広報しばた、お知らせ版、町のホームページ等により、広く周知に努める。

### （４）公募の要項等の作成

公の施設の所管課は、「公募」を実施する施設について、条例及び規則に定めた指定管理者に係る管理の基準等を基に、公募に際しての詳細事項を定めた要項等を、作成する。

（公募要項等の記載例）

- ・施設の概要
- ・応募資格
- ・公募期間
- ・指定管理者の選定の基準

- ・指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- ・施設の使用料又は利用料金に関する事項
- ・指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- ・申請の方法
- ・経費に関する事項
- ・その他、町長等が必要と認める事項

#### 〔5〕選定委員会による公募要項の審査

公の施設の所管課は、公募の要項等を作成する場合、要項案を「(仮称)指定管理者選定委員会(庶務は企画調整課)」提出し、その審査を経てから公募を開始する。

なお、特別な事情がある場合により「公募」を行わない施設は、公募を行わないこととする理由付け等について選定委員会の審査を受けるものとする。

#### 〔6〕選定委員会

選定手続の公平性や透明性を確保するため、「(仮称)指定管理者選定委員会(庶務は企画調整課)」を設置する。

(選定委員会の業務内容)

- ・指定管理者の選定に関すること。
- ・指定管理者の指定の取消し等に関すること。
- ・審査結果の町長又は教育委員会への報告に関すること。
- ・その他公の施設の指定管理者の選定手続に関すること。

委員会の設置については、「(仮称)指定管理者選定委員会設置要綱」を定める。

#### 〔7〕指定管理(候補)者の選定

##### (1) 選定の方法

公の施設の所管課が主体となって公募、応募結果の取りまとめなど作業を進め、「(仮称)指定管理者選定委員会(庶務は企画調整課)」において決定する。

##### (2) 選定の時期

公募期間終了後14日以内

##### (3) 選定の基準

「選定の基準」の基本となる事項については、「柴田町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」において規定する。

(柴田町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例において規定する選定の基準(案))

- ・公の施設の運営において住民の平等な利用が確保されること。
- ・公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その効率的な管理が図られること。
- ・公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。
- ・個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること。
- ・その他町長等が当該公の施設の性質又は設置目的に応じて別に定める基準を満たしていること。

## 〔 8 〕 管理者の指定

### ( 1 ) 指定の方法

公の施設の所管課において、議会の議決を経て指定する。議案には、「公の施設の名称」「指定管理者の名称」「指定期間」等の事項を記載する。

### ( 2 ) 指定の時期・・・制度導入の概ね3～4ヶ月前の議会

- ・平成18年4月1日から制度導入の場合、平成17年12月議会
- ・平成18年9月1日から制度導入の場合、平成18年6月議会
- ・平成18年9月2日以降、制度導入の場合（現在直営の施設に限る）、随時（導入時期の概ね3～4ヶ月前の議会）

### ( 3 ) 指定の期間

「3年」を基本とする。ただし、特殊な事情があると認められる場合は、基本期間の短縮又は基本期間を超えた期間の指定を行うことができる。

### ( 4 ) 指定の周知

施設の名称、管理者の名称、期間等の指定内容については、告示の他、広報しばた、お知らせ版、町のホームページ等により、広く町民への周知に努める。

### ( 5 ) 協定等の締結

指定管理者制度では、指定管理者の管理権限は「指定」という行政処分により発生するが、業務実施の詳細事項等については、あらかじめ設置者と指定管理者との間で協議、確認し、責任の所在も明らかにする必要があることから協定を締結する。

(協定書の記載事項(例))

- ・事業計画書に関する事
- ・使用料又は利用料金に関する事項

- ・町が支払うべき当該公の施設の管理に要する費用に関する事項
- ・事業報告に関する事項
- ・指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- ・公の施設における物品の所有権の帰属に関する事項
- ・公の施設の利用者等に係る個人情報の保護に関する事項
- ・公の施設の管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項 など

## 〔 9 〕 指定管理者の監督

### （ 1 ） 確認の方法

施設設置者は、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項の規定に基づき、毎年度終了後に提出を受ける事業報告書のほか、必要に応じて指定管理者に臨時に報告を求め、又は施設の実地調査を行うことにより、施設の管理状況を把握する。

また、指定期間における毎年度の事業計画については、予算編成時までに指定管理者と設置者が協議し確定させるものとする。

### 別添資料

- 1 . 指定管理者制度移行フロー（平成 18 年 4 月 1 日導入の場合）
- 2 . 管理委託施設リスト（2005.7 現在）